
水戸市新清掃工場整備・運営事業
入札説明書等に関する質問回答書（第2回）

平成27年10月2日
水戸市

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	4	第2	8	(1)	イ 運営業務(工)(キ) ウ 主灰運搬業務 エ 主灰資源化業務	主灰又はスラグ・メタルについて、運営事業者、主灰運搬事業者及び主灰資源化事業者いずれの責めにも帰さない事由(例えば、放射能等により資源化業者または最終処分場の受入基準を満たさない場合)により、主灰又はスラグ・メタルの有効利用ができず、やむを得ず最終処分する場合のコストは、貴市にて負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	基本的には、お見込みのとおりですが、具体的に発生した事象により判断することになります。
2	21 25, 26	第6 第7	3 4	—	入札提出書類 提案書	「提案図書概要版」は、提出要領のご指示がありませんが、他の図書と同様に、1冊にまとめ、A4版・縦・片面・左綴じとして、各10部提出としてよろしいでしょうか。	様式第18号として、提案図書の最後に綴じ込むことで結構です。
3	23	第6	3	(5)	ウ 図面	(ウ)各階機器配置図、(イ)機器配置断面図、(ク)建築一般図(各階平面図、立面図及び断面図)のうち、(ク)建築一般図の各階平面図、断面図は、(ウ)各階機器配置図、(イ)機器配置断面図と図面を兼用してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	23	第6	3	(5)	ウ 図面 (カ)フローシート a ごみ焼却施設関連	(d)ボイラ給水、蒸気、復水及び純水、及び(e)余熱利用については、一枚の図面にまとめてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、識別しやすい図としてください。
5	23	第6	3	(5)	ウ 図面 (カ)フローシート a ごみ焼却施設関連	(f)燃料、(g)油圧及び圧縮空気、(h)脱臭、消臭については、一枚の図面にまとめてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、識別しやすい図としてください。
6	23	第6	3	(5)	ウ 図面 (カ)フローシート b リサイクルセンター関連	(b)集じん、及び(c)給排水については、一枚の図面にまとめてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、識別しやすい図としてください。
7	23	第6	3	(5)	ウ 図面	(ク)建築仕上げ表、及び(サ)建築面積表については、一枚の図面にまとめてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、識別しやすい図としてください。
8	27	第7	5	(6)	水戸市社会福祉事業団との 委託契約について イ	平成27年8月5日付「水戸市新清掃工場整備・運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第1回)」のNo.22において、「契約金額(2,600万円・/年)は税込金額」との回答を頂いておりますが、税率は8%であり、様式第14号～様式第16号で記入すべき当該委託費の「税抜金額」は、「24,074,074円/年」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	42	別紙5	—	—	第三者賠償・住民対応	第三者賠償リスクの「新清掃工場の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等」、住民対応リスクの「事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関わる住民反対運動、訴訟」に起因するリスクが、事業者の負担となっておりますが、要求水準書を満たす限りにおいて事業者は免責されると理解してよろしいでしょうか。	善管注意義務のもとで本件事業を実施し、事業者の責に帰すべからざる事由により発生した事象については、基本にお見込みのとおりです。ただし、具体的に発生した事象により判断することになります。なお、本市が要請した場合には、事業者も必要な協力(資料作成や協議への出席等)を行うものとしてください。
10	42・43	別紙5	—	—	建設費超過・運営費上昇	建設費超過リスクの「上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大」のリスク分担について、「貴市の指示」以外に、貴市に帰責事由がある場合の工事費の増加分も、貴市にて負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 また、運営費上昇リスクについても、同様の解釈でよろしいでしょうか。	本市に帰責事由がある場合においては、基本にお見込みのとおりです。ただし、具体的に発生した事象により判断することになります。
11	43	別紙5	—	—	物価変動/注1	注1に「物価変動については、一定程度(現段階では1.5%を想定。)までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。」とありますが、建設段階においては、全体スライドにおける残工事費の1.5%を受注者が負担することを示しており、単品スライド、インフレスライドが適用される場合は、それぞれ、対象工事費の1.0%、残工事費の1.0%となるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には、お見込みのとおりですが、スライド条項の適用に関しては、具体的な事象が発生した際に協議します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
12	—	—	—	—	第1回質問回答書 1入札説明書に対する質問 No. 12	第1回質問回答書No. 12において「契約保証金免除の対象とはなりません。」との回答がございますが、主灰運搬業務及び主灰資源化業務においては、各業務委託契約書(案)第4条(契約保証金)に記載のとおり、委託者においてその必要がないと認める場合は免除となると理解してよろしいでしょうか。	各契約書(案)のとおりです。
13	—	—	—	—	対面的対話議事録 No. 1	対面的対話議事録No. 1において「ごみ焼却施設における「各支払期の処理量(実績値)」の算出方法は、①ごみクレーン投入量から算出した処理量、②ごみ計量機及び台秤で計量した搬入量、のいずれとお考えでしょうか。 ②の場合、リサイクルセンターから排出される可燃残さをごみ焼却施設に搬送する際、搬送途中で計量する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。」との確認事項に対し、「②となります。後段のご質問は、お見込みのとおりです。」とご回答されていますが、可燃残さの計量は、計量コンベヤを用いた計量としてもよろしいでしょうか。	計量コンベヤによる方法も可とします。
14	—	—	—	—	対面的対話議事録 No. 1	対面的対話議事録No. 1において「ごみ焼却施設における「各支払期の処理量(実績値)」の算出方法は、①ごみクレーン投入量から算出した処理量、②ごみ計量機及び台秤で計量した搬入量、のいずれとお考えでしょうか。 ②の場合、リサイクルセンターから排出される可燃残さをごみ焼却施設に搬送する際、搬送途中で計量する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。」との確認事項に対し、「②となります。後段のご質問は、お見込みのとおりです。」とご回答されていますが、ごみ焼却施設運営業務委託料A(変動費)の算定で用いる処理量は、ごみ焼却施設に搬入される燃えるごみ量(収集及び直接搬入)とさせていただきます。	燃えるごみ量(収集及び直接搬入)だけでなく、可燃残さや不燃残さなどごみ焼却施設にて処理される対象物を変動費の算定で用いる処理量としてください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1	55	第2	2	(4)	イ 清掃事務所建設工事	清掃事務所への電気の供給に必要な電気設備には、「電気料金の算定に必要な計量機（検定付き）」を設置することとなっています。また、1回質問回答No. 37にて「用水についても計量機を設ける等して精算される」とあります。 清掃事務所で使用使用する電力使用料金（従量料金）及び用水使用料金については貴市負担とし、洗車水使用料金は運営事業者負担と考えてよろしいでしょうか。 また、清掃事務所に係る契約電力は現時点では想定が困難なため、本見積には含めないものとして基本料金を算出してよろしいでしょうか。	洗車水使用料金は市の負担とし、計量器を設ける等により精算が可能ないようにしてください。 基本料金算出は、お見込みのとおりです。
2	55	第2	2	(4)	ウ 最終処分場	最終処分場への電気の供給に必要な電気設備には、「電気料金の算定に必要な計量機（検定付き）」を設置することとなっています。 最終処分場で使用する電力使用料金（従量料金）については貴市負担と考えてよろしいでしょうか。 また、最終処分場に係る契約電力は現時点では想定が困難なため、本見積には含めないものとして基本料金を算出してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	66	第2	3	(2)	キ ごみクレーン	ごみクレーンは、1基でごみピット全域のごみを掴むことができる設計とする必要があると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	85	第2	3	(4)	ア (7) 廃熱ボイラ本体 c (h) iii) 過熱器	過熱器の材料は「SUS又は同等品以上」とありますが、高温腐食が懸念される部分に適用すると考えてよろしいでしょうか。	高温腐食対策を含め、過熱器の長寿命化に考慮したものとしてください。
5	86	第2	3	(4)	ア (7) 廃熱ボイラ本体 e (b)	「ボイラ各部の設計は、電気事業法・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び厚生労働省鋼製ボイラ構造規格及びJIS等の規格・基準に適合する」とありますが、発電用ボイラは電気工作物として扱われるため、厚生労働省鋼製ボイラ構造規格及びJIS等の規格・基準に適合する必要はないと考えられます。 「ボイラ各部の設計は、電気事業法・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に適合する」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、設計内容に応じて、必要な法規に適合するようにしてください。
6	87	第2	3	(4)	イ スートブロワ (イ) c	「自動運転中の緊急引抜が可能な構造とする」は、長抜き型の仕様であり、固定型には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	178	第2	6	(2)	ウ 平面計画 (イ) 表2-49	第1回質問回答No. 75にて「環境学習室を利用した啓発は本市が行いますが、設備及び初期納入の備品は工事範囲とします。」とありますが、設備及び初期納入の備品として必要な項目、仕様、数量をご教示願います。また、設備及び初期納入の備品の管理（更新含む）は貴市の所掌と考えてよろしいでしょうか。	必要な項目、仕様、数量は、要求水準書に示している「廃食油からの石鹸作り、紙バックからの紙すき等の環境学習を目的とした室とする。50名程度を収容できる大きさとする。」から判断してください。 後段は、お見込みのとおりです。
8	192	第3	1	(2)	イ (イ) 駐車場	第1回質問回答書No. 84で、「運営事業者の職員が通勤等で恒常的に使用する駐車場は…有償扱い…」とありますが、対面的対話でご回答頂いた水戸市社会福祉事業団の職員用駐車場（12台分）使用料の取扱いは、どのように考えればよろしいでしょうか。 当該職員についても有償とする場合は、各入札参加者間の公平性を担保するため、事業費用に見込むべき費用をご提示ください（当該事業団との事前の接触が禁止されており、入札参加者が適切に積算することは不可能です）	水戸市社会福祉事業団の職員が使用する駐車場の使用料は、水戸市社会福祉事業団が直接、市に支払うものとします。
9	205	第3	4	(1)	(7) b	搬出業者が搬出に使用するドラム缶、パレットの返却について、第1回質問回答No. 93の回答では、「搬出業者（資源化業者）からの返却が無い場合は、お見込みの通りです。」とあります。 現時点で応募者がこれらの返却の有無を想定するのは困難であるため、本事業の計画においては返却が無いものと考え、消耗品として計上することとして条件統一していただけますでしょうか。	入札書、提案書においては消耗品として計上してください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
1	第15号	—	—	—	—	算定条件	各電力量、資源化量、最終処分量の算定根拠となるごみ量は、対面的対話でのご回答をふまえ、各社で想定する平成32年度の年間ごみ量との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	第15号-3-9	—	—	—	—	体制	「⑤SPC及び施設構成人員（様式第15号-3-10（別紙1））」とありますが、「様式第15号-3-9（別紙1）」と理解してよろしいでしょうか。	「様式第15号-3-9（別紙1）」としてください。
3	第16号-2-2	—	—	—	—	SPCに対するサポート方法及び協議ルール	記載要領に「※基本契約書第11条に関する受注者における協議ルールについて記述すること。」とありますが、基本契約書の第11条は主灰資源化義務の条項となっています。故障、事故等の発生時の対応は第13条に規定されていますので、本様式の第11条は第13条と読み替えてよろしいでしょうか。	「第13条」としてください。

6 基本契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	—	—	—	—	別紙3（第11条関係） 受注者における協議ルール	本別紙は第13条の別紙と考えますので、別紙の名称は「別紙3（第13条関係）」と読み替えてよろしいでしょうか。	「別紙3（第13条関係）」としてください。

8 運営業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	12	第47条	第2項	-	有効利用及び適正処分業務	「受託者は、運営期間中、本運営業務委託契約に従い、本件施設から回収される焼き鉄等…車両への積み込み作業までを行い、本件施設内にて委託者又は委託者が指定する業者に引き渡す。」とありますが、「焼き鉄等」については、「要求水準書 P.210 6有効利用及び適正処分業務図3-1 資源物等に係る所掌業務範囲概念図」では、資源化までが運営事業者の業務範囲となっております。どちらを正と理解すればよろしいでしょうか（運営事業者の業務範囲を確認させて下さい。）。	要求水準書を正としてください。

10 主灰資源化業務委託契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
1	10	第22条	5~7	—	主灰の性状	資源化に必要な主灰のデータにつきましては、質問回答書(第1回 No. 27)では、主灰資源化業務委託契約書(案)の通りか運営事業者が実施する事でも可との事でした。そのデータの取扱い責任者は委託者である水戸市様にあると理解してよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、提案内容に基づき、落札者と協議します。